令和８年（フ）第２４号
新潟市東区河渡３丁目９番10号
破産者　柳澤　祐也
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８８号
岐阜県中津川市手賀野175番地の320
破産者　伊藤美紀代
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第１０９号
静岡県浜松市中央区早出町1226番地の５
Ｋ’ｓ壱番館201、開始決定時の住所静岡県浜松市中央区富塚町3003番地の５
破産者　佐々田光子（旧姓武井）
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第２５６号
愛知県小牧市桃ケ丘一丁目28番地３、開始決定時の住所愛知県一宮市富塚字郷西1675番地４　ブライトビスタ102号
破産者　加納　拓磨
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第５２０号
大津市大江八丁目100番地の８　カルテットコポリＡ棟205号室、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町７丁目2746番地24
破産者　井上　陽一
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９６０号
京都市伏見区醍醐下山口町６番地　一言寺団地Ｂ－１棟116号
破産者　川島工業こと　川島　利順
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１６７号
京都府宇治市伊勢田町若林14番地の１　レオパレス21あまの103号、前住所東京都墨田区緑一丁目24番３－603号
破産者　宮地　和博
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１４９号
広島県豊田郡大崎上島町木江99番地１
破産者　猿渡運輸こと　猿渡　正秋
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第８２号
福岡県直方市大字頓野446－３（ケアハウスめぐみ）、住民票上の住所福岡県直方市須崎町11番23号
破産者　田中　紘一
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

債権者集会招集

令和８年（フ）第８６６号
大阪府枚方市招提東町１丁目４０番１－１０５号
破産者　伊藤　儀之
1　期日　令和８年11月９日午後２時50分
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２３２号
宮崎市中津瀬町29番地２　中津瀬Ｋ１ビル401号
破産者　折小野　武
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年９月１日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５５４号
兵庫県西宮市上ケ原十番町２－32　クランコート西宮、開始決定時大阪市平野区瓜破６丁目８番30号　クランコート平野弐番館
破産者　篠原　武範
異議申述期間　令和８年10月26日まで
令和８年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５５０６号
大阪府豊中市上津島２丁目10番２号
破産者　有限会社ダイユウ
異議申述期間　令和８年10月27日まで
令和８年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８２０号
大阪府東大阪市花園本町２丁目11番29－104号、前住所大阪市鶴見区諸口４丁目２番15号
破産者　扇田　和人
異議申述期間　令和８年10月27日まで
令和８年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５号
北海道沙流郡日高町富川西３丁目９番11－203号
破産者　塚本ひとみ
異議申述期間　令和８年10月30日まで
令和８年８月31日
札幌地方裁判所浦河支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５７４号
広島県福山市木之庄町５丁目２番13号
破産者　古志　徳秀
免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
令和８年９月１日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３７２９号
千葉県成田市郷部249－２　202、申立時の住所東京都港区台場２丁目２－２－3203
破産者　田島　光一
免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
令和８年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９８０号
東京都目黒区中目黒２丁目８－23－804、住民票上の住所東京都立川市若葉町３丁目71－６
破産者　シャルマ　リチタ
免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年８月26日
東京地方裁判所民事第20部